

各種手当の申請はお済みですか

◎児童手当

就学前の児童を養育している方は、児童手当が受けられます。

ただし、所得制限があります。

支給対象 1人目の子どもから

支給期間

6歳到達後、最初の3月31日まで

支給金額

1・2人目月額 5,000円

3人目から月額 10,000円

★児童手当の所得制限限度額は右表のとおりです。

5月中に申請してください。また、以前申請して却下になった方は再度申請してください。手続きをしないと手当は受けられません。

公務員の方は勤務先へお問い合わせください。

◎なお、現在国が児童手当の支給対象年齢を義務教育就学前から小学校第3学年修了前まで引き上げる内容で進めていますので、決定次第お知らせします。

申請・問合せ先 市民生活課 国民年金担当

児童手当所得制限限度額

表

扶養親族等の数	厚生年金及び 国民年金の場合(万円)	厚生年金の場合 (万円)
0人	301.0	460.0
1人	339.0	498.0
2人	377.0	536.0
3人	415.0	574.0
4人	453.0	612.0
5人	491.0	650.0

※老人扶養親族がある方については、上記の額に1人につき6万円を加算する。

※扶養親族が6人以上の場合の限度額は1人につき38万円加算する。

※扶養親族の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

◎児童扶養手当

父親と生計を同じくしていない母または、母に代わる養育者に対して、児童扶養手当が支給されます。

支給条件

○父母が婚姻を解消した ○父が死亡した ○父が一定の障害状態にある ○父の生死が明らかでない

○父から引き続き一年以上遺棄されている ○父が一年以上拘禁されている ○未婚の母の子 ○棄児

ただし、公的年金(老齢福祉年金を除く。)を受けることが出来るときなど、手当が支給されないこともありますのでご注意ください。

所得制限

この手当は、所得制限があり受給者などの所得状況により、全額支給・一部支給停止または全額支給停止に区分されています。

◎特別児童扶養手当

在宅の心身障害児(20歳未満)で、次の障害程度を有する児童を養育している方は、特別児童扶養手当が受けられます。

支給要件

手当は、障害程度により1・2級に分かれます。

1級該当 身体障害者手帳1、2級・療育手帳A程度

2級該当 身体障害者手帳3、4級・療育手帳B—1程度

所得制限 この手当は、所得制限があります。

◎特別障害者手当など

○障害児福祉手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害のため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方で、特別児童扶養手当1級程度の障害と認められている方に支給されます。

○特別障害者手当

身体または知的・精神が重度で永続する障害があるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方で、国民年金法の一級程度の障害が重複されていると認められる方に支給されます。

所得制限 この手当は、所得制限があります。

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当など

申請・問合せ先 いきいきプラザ都留内 市福祉事務所 社会福祉担当 ☎(46)5112 (内線112)